

第2回秦野市伊勢原市環境衛生組合火葬炉事業者選定委員会要旨

- 1 日 時 平成26年4月14日(月)
午後1時30分から午後5時まで
- 2 場 所 秦野市伊勢原市環境衛生組合
はだのクリーンセンター小会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員7名
 - (2) 事務局
 - ア 二市組合施設課職員3名
 - イ (株)綜企画設計3名
- 4 内 容
 - (1) 配布資料の確認
 - (2) 議題
 - ア 公募要件の決定について、火葬用燃料について
 - ・事務局から公募に伴う公告(案)について説明した。
 - ・事務局から火葬炉事業者選定までの全体工程について説明した。委員から日程について質問があり、事務局から委員会がスタートしてから半年位が通常の流れであり、必要な業務内容と完了時期を考えるとかなりタイトなスケジュールになることを説明した。又、内容等を明確にするために一部文書表現を改めるよう意見があり、訂正することとした。
 - ・委員から参加資格要件に「平成12年度以降に・・・」とあるが、平成12年度に国からダイオキシン類削減に対する指針が出されたということを明記するよう意見があり、事務局が明記することを説明した。
 - ・事務局から燃料を灯油にした理由について、1体あたりの燃料費、イニシャルコストが安いこと及び燃料備蓄による災害時の運転継続等により、選定したことを説明した。委員から火葬用燃料比較の資料だけでは説明が不足しているとの意見があり、再度選定理由がわかるよ

うに資料を整理することとした。

イ プロポーザル要領の決定について

- ・事務局から「秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場増築改修に伴う火葬炉事業者選定に係るプロポーザル要領書(案)」について説明した。
- ・委員から提案のチェックリストによる審査方法では、どの委員が評価しても同じ結果になり、プロポーザルとする意味がないように思えるという意見があり、事務局から火葬炉設備には法的な規格が示されておらず、各メーカーの独自の基準で設備の規格が異なっているため、メーカーごとの評価は差が生じることを説明した。
- ・委員から審査については社名を伏せて実施するののかとの質問があり、事務局から社名は伏せ、A社、B社、C社・・・とすると説明した。
- ・委員からプロポーザル要領書に載せたバーナーの照射角度等の数値の根拠及び内容についての質問があり、事務局から数値等を定めた理由等を説明した。

ウ 評価項目と評価内容の決定について、評価基準の決定について

- ・事務局から「秦野斎場増築改修に伴う火葬炉事業者選定・評価基準(案)」および「評価項目と評価基準(案)」について説明し、協議した結果、評価基準について「絶対条件」、「相対評価」と「定性評価」に分けて整理することとし、絶対条件及び評価者により評点の差が生じない項目は事務局が評価し、定性的な項目は委員が採点することとした。
- ・委員から評価は合議制か、各委員が各々で評価するののかとの質問があり、事務局が各自で評価することを説明した。

エ 今後の日程について

次回の委員会は5月8日の午後1時30分から開催する予定。

以上